

第 6322 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 18日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 仮想通貨の取扱い

**Q** : 仮想通貨の取扱いが整備されたとか。どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

今年度の税制改正では、仮想通貨の取扱いが次のように整備されました。

#### ① 仮想通貨の譲渡損益

法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益は、原則として、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金又は損金の額に算入することとされました。この場合の譲渡原価の額は、移動平均法又は総平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額にその譲渡した仮想通貨の数量を乗じて計算することとなります。

#### ② 仮想通貨の時価評価損益

法人が事業年度終了の時に有する仮想通貨のうち活発な市場が存する仮想通貨(市場仮想通貨)については、時価法により評価した金額をその時の評価額とし、自己の計算において有する場合には、その評価益又は評価損をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました。なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨の時価評価益又は評価損に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入(洗替処理)することとされました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】